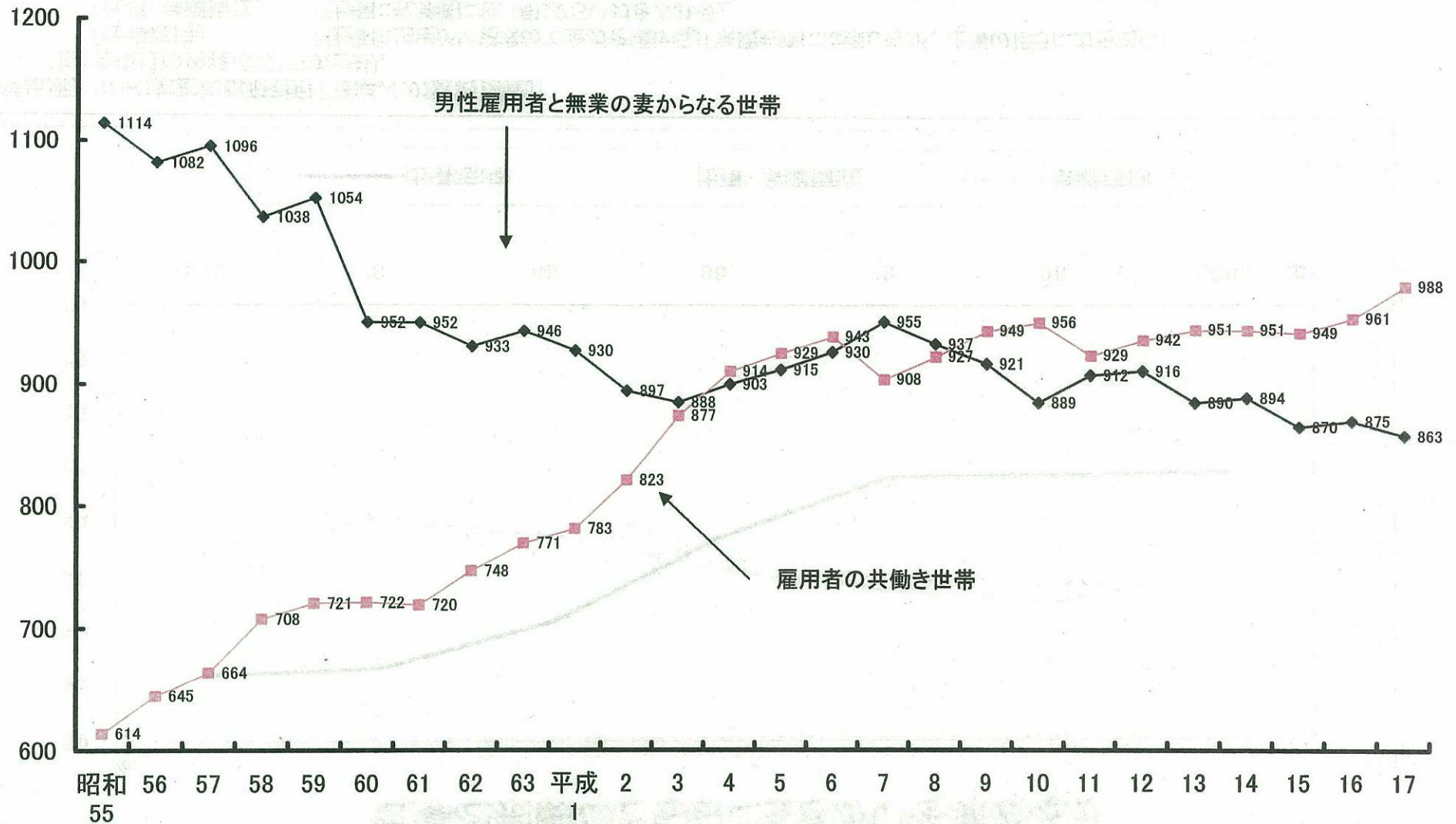


# 共働き等世帯数の推移



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月、昭和55年から昭和57年は各年3月)。14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成。  
 2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。  
 3. 「雇働者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。